

《釜石市男女共同参画推進事業》令和8年度事業

【参考】かまいし男女共同参画推進プラン2024-2028 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
多様な生き方を互いに認め合い、みんなが輝けるまちづくり	基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)政策・方針決定過程における女性参画の推進
		(2)女性活躍を見据えた多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進
		(3)家庭生活や地域生活における男女共同参画の推進と子育てや介護支援体制の充実
		(4)農林漁業における男女共同参画の推進
		(5)男女共同参画の視点を取り入れた防災力の向上
	基本目標Ⅱ 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成	(1)男女が平等であることの意識づくりの推進
		(2)性的少数者等に配慮した多様性の尊重
		(3)男女平等教育の推進
		(4)国際的な男女共同参画社会への理解の促進
	基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備	(1)男女間における暴力や犯罪の根絶
		(2)生涯を通じた心とからだの健康支援
		(3)生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らせる社会の構築

指標一覧

No.	指標	令和7年度 現状値(参考)	令和8年度 目標値	令和10年度 (計画最終年度) 目標値(参考)	摘要	照会先
	基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進					
1	審議会等における女性委員の割合	40.6%	41.6%	45.0%		男女共同参画室
2	市職員管理職に占める女性の割合	26.1%	30.8%	35.0%		総務課
3	地域会議における女性構成員の割合	18.3%	－	17.0%		まちづくり課
4	子育て応援企業認定数	9件	11件	15件		こども家庭センター
5	市職員における男性の育児休暇取得率	83.3%	90.0%	100.0%		総務課
6	女性防災士数	145人	145人	153人		防災危機管理課
	基本目標Ⅱ 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成					
7	男女共同参画サポーター認定者数	48人	50人	58人		男女共同参画室
8	社会通念や慣行で男女が平等だと思う人の割合	－	－	30.0%		男女共同参画室
9	性的マイノリティに関する講座の受講者数	115人	307人	800人		男女共同参画室
	基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備					
10	DV予防啓発講座の受講者数	639人	648人	1000人		男女共同参画室
11	乳がんの検診受診者の割合	18.8%	20.0%	20.0%		健康保険課
12	子宮頸がんの検診受診者の割合	15.5%	16.1%	17.0%		健康保険課
13	DV相談窓口について「知っている窓口はない」と回答した人の割合	－	－	0.0%		男女共同参画室

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	I. あらゆる分野における男女共同参画の推進
施 策 の 方 向	(1) 政策・方針決定過程における女性参画の推進

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	女性委員不在の審議会等の解消、あて職の見直しと公募の拡大	審議会等委員への女性の登用推進方策に基づき、女性人材リストの活用と事前協議書により審議会等の女性割合向上に努める。また、事前協議書の提出の徹底を図るため、庁内通知を行う。		男女共同推進参画室	
2	団体、企業等への女性の採用と管理監督者への女性登用の働きかけ	【男女共同参画室】女性の起業支援に関する情報提供、セミナー開催及び広報周知等に努める。また、就労支援と合わせて、事業者に向けた採用・人材活用支援を行う。 【商工観光課】起業挑戦サポート事業により、女性の起業支援に関する情報提供、セミナー開催及び広報周知等に努める。		男女共同参画室 商工観光課	
3	市役所職員における女性職員の管理職への登用	人事評価や人材育成を通じて、女性管理職の登用を推進するとともに、その基盤となる係長級職員の育成を計画的に進める。また、働きやすい職場環境の整備及び組織全体の意識改革を一体的に推進し、意欲と能力のある女性職員が活躍できる環境づくりに努める。		総務課	
4	地域活動団体への女性役員登用の働きかけ	生活応援センターや地域会議等を通じ、地域の関係団体への女性登用を促す。		まちづくり課	
5	地域会議における女性構成員の拡充	生活応援センターや地域会議等を通じ、地域の関係団体への女性登用を促す。		まちづくり課	

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	I. あらゆる分野における男女共同参画の推進
施 策 の 方 向	(2)女性活躍を見据えた多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	女性のキャリア形成の啓発	【男女共同参画室】 女性のキャリア形成やリーダーの育成を目的として、岩手大学の「女性のキャリア形成支援リカレントプログラム2026」を後援する。 【商工観光課】男女共同参画室との連携により、市内事業者への周知・啓発を図る。		男女共同参画室 商工観光課	
2	女性活躍推進セミナーの開催	女性のキャリア形成やリーダーの育成を目的として、岩手大学の「女性のキャリア形成支援リカレントプログラム2026」を後援する。		男女共同参画室	
3	育児休業、介護休業の取得促進への働きかけ	【男女共同参画室】 男女雇用機会均等法やWLBの理解普及に努め、また、その支援制度等に関して情報の提供を図る。 【商工観光課】育児休業・介護休業の取得促進及びその支援制度等に係る広報の周知を図る。		男女共同参画室 商工観光課	
4	子育て応援企業認定制度の活用	【男女共同参画室】 こども家庭課、商工観光課と連携し、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「子育て応援企業」に認定することで社会的に評価される仕組みをつくり、子育て家庭を地域全体で応援するという社会的素地の構築を目指す。 【こども家庭センター】 担当課と連携し、仕事と子育ての両立支援や男女が共に働きやすい環境の整備など、仕事と生活の調和推進に関する取組みを進める企業へ認定制度の周知を行い、申請を働きかける。 【商工観光課】 男女共同参画室、こども家庭課と連携し、制度周知や新規企業の認定に向け取り組む。		男女共同参画室 こども家庭センター 商工観光課	

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
5	市役所における育児休業その他仕事と子育ての両立支援制度の定着促進	育児と仕事の両立支援は持続可能な行政運営を支える基盤であることから、時差出勤やテレワーク等制度の充実と周知徹底、管理職への意識啓発を図り、全職員が安心して働き続けられる組織づくりを推進する。		総務課	
6	キャリア教育(職場体験等)の実践	雇用開発協会において高校1年生を対象とした事業所見学会、高校2年生を対象とした合同企業説明会を実施する。 また、釜石大槌地域で職場体験等の受入が可能な事業所の一覧表を作成し、市内小中学校及び高校に配布する。		商工観光課	
7	求職者に対する求人情報の提供	求人情報の提供(毎週木曜日)、市公式ウェブサイト、各応援センター等への配架。		商工観光課	
8	就労支援と各種助成金の周知	ジョブカフェかまいしにおいて、求職者に対する各種就労支援を実施する。また、各種助成金制度について、市ホームページ等で周知を図る。		商工観光課	
9	キャリアアップのためのセミナーや研修の開催	ジョブカフェかまいしにおいて、各種研修等を実施する。		商工観光課	
10	職能訓練定着支援制度の活用促進	広報、市ホームページ、ジョブカフェかまいし等を通じ、各種職業訓練の広報周知に努める。		商工観光課	
11	商工機関による経営指導の支援	商工機関による経営指導の充実を図る。		商工観光課	
12	労働力発掘と人材マッチングの推進	ジョブカフェかまいしを中心に、非労働者の就労意欲の醸成、人材の活用及び定着につながる取り組みを通じ、継続的な労働力の確保と多様な人材が活躍できる社会の実現を図る。		商工観光課	

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	I. あらゆる分野における男女共同参画の推進
施 策 の 方 向	(3) 家庭生活や地域生活における男女共同参画の推進と子育てや介護支援体制の充実

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	男の料理教室の開催	男性の引きこもり予防と健康保持増進を目的とし、地区公民館・集会施設等において、料理教室等の事業を実施する。		まちづくり課	
2	子育て学習講座の開催	保護者が子育ての主たる責任者であることを認識し、主体的に子育てに関わることを推進するため、正しい知識を身につけられるよう各種子育て学習講座を行う。就学時健診を利用した講座のほか、健康推進課及びこども家庭課と連携した子育て学習講座を行う。		まちづくり課	
3	生きがいづくりに関する公民館事業の開催	継続して各公民館(生活応援センター)において地域の実情に即した事業を実施する。		まちづくり課	
4	子育て支援事業の開催	乳幼児の健康保持や育児に関する相談に応じるとともに、子育て支援センター等と連携しながら育児中の親子が集まる場を提供し、交流活動を行うことで仲間づくりを支援する。		まちづくり課	
5	放課後児童の健全育成	放課後等の子どもたちが安心安全に過ごし、地域の中で学び育つ環境づくりとして放課後子ども教室を実施し、地域住民や外部人材等の参画を得ながら、自由遊びやスポーツ、体験活動等の学びの機会を提供する。 ・教室数：6教室(7小学校区) ・実施場所：公民館、集会所、学校内施設、復興公営住宅集会室		まちづくり課	
6	おやこ料理教室の開催	家庭での食育推進を目的とし、食生活改善推進員と連携の上、親子で調理等を行う教室を実施する。 開催予定回数：1回		健康保険課	
7	介護予防に関する活動を行う地域住民団体への支援	介護予防等に資する活動を行おうとする地域住民団体等に対し、活動費を助成する。 ※助成期間：3年間 一律：50,000円		総合福祉課	

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
8	家族介護教室の開催	高齢者を介護している家族等の介護に対する身体的及び精神的な負担を軽減するため、介護方法や介護予防、健康づくりについて学ぶことのできる教室を開催する。 なお教室の開催は、市内の居宅介護支援事業所に委託して実施する。		総合福祉課	
9	パパママ準備教室の開催	・妊婦及びその配偶者に対して、妊娠、出産、または育児について、必要な保健指導をおこなうことを目的とし開催。 ・助産師、保健師、管理栄養士による妊娠中の過ごし方や食事についての講話、パパの妊婦体験、沐浴体験、ベビーマッサージ教室参加者との交流会等を実施。 ・電話による申込制。市ホームページや母子モ等での周知、母子手帳交付時等に案内、妊婦健診時に医療機関からの案内を依頼書等で周知。 ・月1回（年12回を計画）、保健福祉センターはぐくみルームにて開催。		こども家庭センター	
10	放課後児童の健全育成	市内全小学校区において9か所の学童育成クラブを実施し、放課後や土曜日、長期休暇中の児童の健全育成を図る。		こども家庭センター	
11	母子保健推進員活動	離乳食教室及びがん検診の託児などを行う。		こども家庭センター	
12	子育て相談体制の充実	こども家庭センターにおいてすべての妊産婦、子育て世帯、こどもからの相談を受け、専門職がそれぞれの家庭のニーズにあった支援を切れ目なく提供できる体制の充実を図る。		こども家庭センター	
13	ファミリーサポートセンターの充実と周知	ファミリーサポートセンターの充実と活用 ・子育てサポーター養成講座の実施 ・会員の募集・登録 ・相互援助活動の調整 ・事業の広報、周知		こども家庭センター	

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
14	子育て支援センターの充実	地域子育て支援拠点事業を次の市内の5か所で実施する。 ・中妻子供の家子育て支援センター ・かまいしこども園子育て支援センター ・鶴住居保育園子育て支援センター ・平田子育て支援センター ・かっし子育て支援センター <取組内容> ①子育て親子交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等		こども家庭センター	
15	保育サービスの充実	未就学児の保護者に対し、保育所入所手続きや各園に関する情報提供を行う。また、延長保育、病後児保育、一時預かり(一般型、幼稚園型)、特別支援教育・保育事業を実施する。		こども家庭センター	
16	幼稚園・保育所等第2子以降保育料無償化	県補助を活用のうえ、世帯で監護する全ての第2子以降の保育料無償化を実施する。		こども家庭センター	
17	教育相談体制の充実	巡回相談、教育相談、就学相談及び若葉教室を引き続き実施する。		学校教育課	

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	I. あらゆる分野における男女共同参画の推進
施 策 の 方 向	(4) 農林漁業における男女共同参画の推進

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	農政推進協議会委員への女性参画の推進	令和8年度の委員改選において、女性委員4割の選任を目指して関係機関への働きかけを行う。		水産農林課	
2	農業・漁業協同組合との連携による組合員への支援	漁業:定期的に参加しているイベントの開催準備等への支援による活動支援を行う。 農業:軽トラ市等のイベントを通じて、農協女性部や女性農業者への活動支援を行う。		水産農林課	
3	イベントでの漁協女性部による物販、振舞いの支援	既に参加しているイベント以外の新たなイベント情報の提供、参加しやすい環境を整える。		水産農林課	
4	女性の農業委員・農地利用適正化推進委員の就任促進	令和10年4月の改選に向け、現状を維持しつつ、関係機関への周知と働きかけを徹底し、女性委員4割任命に向けた人材の確保に努める。	-	農業委員会	次期改選 令和10年4月1日

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	I. あらゆる分野における男女共同参画の推進
施 策 の 方 向	(5) 男女共同参画の視点を取り入れた防災力の向上

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	多様な視点を取り入れた防災力向上セミナーの開催	今年度の実施予定はないが、県等が実施するセミナーの開催に関して、市ホームページの掲載等により広く市民に情報の提供を行う。		男女共同参画室	
2	福祉避難所の拡充に向けた障がい者施設との連携	母子を含めた災害時対応について関係機関と連絡を密にし、連携を行い、素早く対応できるよう、自立支援協議会を活用し、相談員や障がい者施設等と協議を行うとともに、災害避難訓練について、机上訓練を行う。医療的ケアが必要な方の非常電源の確保やオストメイトのストーマ装具など、平時からの備蓄についても検討を進める。		総合福祉課	
3	福祉避難所の拡充に向けた高齢者施設との連携	福祉避難所の運営強化に向けた関係機関との協議を行う。		総合福祉課	
4	女性防災リーダーの育成	岩手県主催の防災士養成研修会へ女性防災士の候補者を派遣する。また、防災士を取得済の市民を対象に防災士スキルアップセミナーを開催し、防災リーダーの育成に努める。		防災危機管理課	
5	多様なニーズに配慮した避難所等での物資の備蓄の推進	液体ミルクは、昨年度に引き続きローリングストックに努める。		防災危機管理課	
6	避難所運営マニュアルの改訂	「妊産婦・乳幼児への配慮」、「男女共同参画の視点による配慮」、「LGBT等への配慮」等を明記した避難所運営マニュアルに沿った運営に努め、必要に応じマニュアルの改訂を行う。		防災危機管理課	

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	Ⅱ. 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成
施 策 の 方 向	(1) 男女が平等であることの意識づくりの推進

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	市HPの共同参画コーナーの充実	ホームページの運用管理システムの適切な運営に努めるとともに、リンク先の増加や有意義な情報提供に努め、男女共同参画コーナーの充実を図る。男女共同参画を市民へ広く浸透を図り、男女共同参画サポーターの活動の活発化を促す目的として、HP上に参画サポーターのコーナーを設け、活動の紹介やコラムの掲載を行う。		男女共同参画室	
2	男女共同参画サポーター養成と活動支援	オンライン講座に対する受講支援を行う。また、サポーター認定後の自主的な取組、活動となるような手段を引き続き検討する。		男女共同参画室	
3	男女共同参画に関する学習の情報提供	市生涯学習まちづくり出前講座の1メニューとして男女共同参画に関する学びの機会があることを、市ホームページ等を通じて市民へ情報提供する。		まちづくり課	
4	人権に関する啓発の推進	・種をまこう学校訪問 人権尊重の理念と人権擁護委員制度の普及に努めるため、6月1日の「人権擁護委員の日」にあわせ、人権擁護委員が市内小学校を訪問し、低学年を対象に、思いやりの心など人権思想の普及高揚を図る。		生活環境課	
5	人権相談の開催	毎月第1金曜日に市役所内に特設相談所を開設し、人権に関する相談を受け付ける。		生活環境課	
6	人権ポスター展の開催	市民を対象に、人権にちなんだポスター及び人権メッセージを募集し、作品表彰等を通し市民に人権の大切さをPRする。		生活環境課	
7	家庭児童相談の実施	男女が相互に人権を尊重しながら、児童の健全育成に向け助け合えるように、関係機関との連携を図りながら、相談者に寄り添い対応する。 また、啓発活動を継続して実施し、虐待の未然防止を図る。		こども家庭センター	

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	Ⅱ．誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成
施 策 の 方 向	(2) 性的少数者等に配慮した多様性の尊重

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	LGBT等を学ぶ講座の開催	性的指向や性自認による差別や偏見をなくすため、11月に実施予定のパープルセミナーの中で、LGBT等に関するセミナーを実施し、性の多様性について理解を深める。		男女共同参画室	
2	思春期講演会の開催	「性」を人権の問題、人間の生き方に関わる問題として捉えることができ、自己管理・自己決定できる人間として育つことを目的として、市内中学校2校を対象に講演会を開催する。		男女共同参画室	

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	Ⅱ．誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成
施 策 の 方 向	(3) 男女平等教育の推進

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	子どもの読書活動の推進	学校、図書館、児童福祉施設、ボランティア団体等との連携により、子どもの感性、表現力、想像力の豊かさを育む読書活動を推進する。 ・学校図書館ボランティアへの指導・支援 ・図書館職員による絵本カーを活用した読書活動の推進 ・研修会の開催 ・研修会への参加 ・会議への参加 ・おはなし広場の開催 ・ブックスタート事業の実施		まちづくり課	
2	人権擁護委員による学校訪問	市内の小学校、中学校、高校の学校長や教職員と人権擁護に関する意見交換を行う。		生活環境課	
3	男女平等に関する授業の実施	○道徳の授業での人権教育 ○学校生活のすべての場面での男女平等教育		学校教育課	

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	Ⅱ. 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成
施 策 の 方 向	(4) 国際的な男女共同参画社会への理解の促進

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	ダイバーシティを学ぶ講座の開催	釜石コンパス(釜石高校、釜石商工高校)での講演		オープンシティ・プロモーション室	
2	東日本大震災検証結果の情報発信	東日本大震災の経験から得た教訓等について、国や文化の違いを超え情報発信していくとともに、外国人来館者に対し、津波から未来の命を守るための釜石の教訓等について取りまとめた冊子(英語表記)を配布する。		総務課	
3	インバウンドに対応した防災ツーリズムの提供	国内外の来訪者に対する防災に係る研修機会を提供し、釜石の震災メモリアルパークである「うのすまい・トモス」の利用促進を図るとともに、東日本大震災の経験から得た教訓等を参加者一人ひとりが共に考え学び合う場とし、国際交流推進の場としての活用にも繋げていく。		総務課	
4	民間団体との連携による国際交流活動の支援	日本語教室の開催を通じた在住外国人の「拠り所(ラウンジ)」形成を目的とし、同じ立場の仲間が支え合える拠点づくりを目指し、民間事業者に事業委託するもの。		まちづくり課	
5	市内在住外国人との異文化交流	外国人相談窓口を通して市内在住外国人が安心して生活できる環境を整える。		まちづくり課	

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
6	国際理解を支援する講座の開催	○外国ひろば ①日常英会話講座編(6/9～7/21)全7回 毎週火曜日 ※市国際交流協会との共催事業 時間:10:00～11:30 場所:青葉ビル 講師:クリスティス・ノア・アーロン氏 ②中国編(6/4～6/25)全4回 毎週木曜日 時間:18:30～19:45 場所:青葉ビル 講師:高 莉莉氏 ③ブラジル編(10/21～11/11)全4回 各回水曜日 時間:18:30～19:45 場所:青葉ビル 講師:渡邊 真世氏 ④フランス編(11/20～12/11)全4回 各回金曜日 時間:18:30～19:45 場所:青葉ビル 講師:佐々木 イザベル氏 ○釜石グローバルラウンジ 時期:5/17、8/2、10/4、12/6 全4回 日曜日開催 内容:サッカー体験、エコクラフトづくり、バドミントン体験、クリスマス会 対象:釜石市在住日本人、在住外国人		まちづくり課	
7	小・中学校、幼稚園への外国語指導助手訪問	英語指導助手を配置し、小学校における外国語活動や中学校の外国語学習の充実と国際社会に対応できる心豊かな児童生徒の育成を図る。		学校教育課	

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	Ⅲ. 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備
施 策 の 方 向	(1)男女間における暴力や犯罪の根絶

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	女性への暴力根絶講座の開催	あらゆる暴力の根絶に向け、女性だけでなく家庭内の暴力の現状と対処について認識を深めるため、R8.11月に実施予定のパープルセミナーの中で、面前DVと児童虐待をテーマとして講演会を開催する。		男女共同参画室	
2	DV防止の啓発活動	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ関係機関と連携し、啓発パネル等の掲示を行う。また、当該機関に合わせ市民ホールをシンボルカラーであるパープルにライトアップする。		男女共同参画室	
3	デートDVの予防啓発	DV・デートDVについて認識と理解を深め、将来子どもたちが被害者にも加害者にもなることを予防することを目的とし、市内中学校2校を対象に予防啓発講座を開催する		男女共同参画室	
4	各相談機関との連携による相談者のニーズに沿った相談体制の充実	こども家庭センターにおいて、各相談機関との連携により困難な問題を抱えた女性に対し、ニーズに沿った相談体制の充実を図る。		こども家庭センター	
5	相談窓口の常時開設・相談員の配置	こども家庭センターにおいて、専門職を配置し、相談窓口を常時開設する。		こども家庭センター	
6	児童虐待防止関係機関等との連携	こども家庭センターにおいて、専門職と連携し多様な視点で女性支援や児童虐待防止をおこなう。		こども家庭センター	
7	性犯罪・性暴力被害者支援機関との連携	・性犯罪等被害者を支援するため、関係機関及び庁内関係各課との連携を図る。 ・「犯罪被害者週間」において、ポスター掲示、パネル展等を開催し、広報啓発を行う。		生活環境課	
8	女性対象犯罪の被害防止対策	・女性に対する暴力など身近な犯罪を予防するため、釜石警察署と連携し、防犯パトロールを強化する。 ・町内会における防犯灯の設置を促進する。		生活環境課	

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	Ⅲ. 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備
施 策 の 方 向	(2)生涯を通じた心とからだの健康支援

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	思春期講演会の開催	「性」を人権の問題、人間の生き方に関わる問題として捉えることができ、自己管理・自己決定できる人間として育つことを目的として、市内中学校2校を対象に講演会を開催する。		男女共同参画室	再掲
2	助産師による出前講座の実施	日々出生に立会い、専門的知見を持つ助産師を講師として、体験学習を中心とした「生命の尊厳」に関する学習機会を出前授業形式で実施する。		まちづくり課	
3	乳がん検診の受診促進	働き世代の女性が受診しやすい環境づくりの一環として、各種がん検診の同日実施・休日実施を設定する。子育て世代の女性が受診しやすい環境づくりの一環として、託児サービスを提供する。	がん検診の追加申し込みと託児サービス申し込みについて、電話に加えてオンライン申請受付も開始する。	健康保険課	
4	子宮頸がん検診の受診促進	働き世代の女性が受診しやすい環境づくりの一環として、各種がん検診の同日実施・休日実施を設定する。子育て世代の女性が受診しやすい環境づくりの一環として、託児サービスを提供する。	がん検診の追加申し込みと託児サービス申し込みについて、電話に加えてオンライン申請受付も開始する。	健康保険課	
5	子宮頸がんワクチンの接種勧奨	接種対象者への案内に加え、市ホームページ、LINE、ポスター等を活用して接種勧奨を図るほか、医師会(学校医)、薬剤師会(学校薬剤師)の協力を得てワクチン接種の重要性について普及啓発を図る。	ポスター掲示に加え、リーフレットを調剤薬局、医療機関、ドラッグストアに設置する。	健康保険課	
6	産前・産後のサポート	・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実を図るため、月1回のサロンを実施する。 ・妊婦及び月齢の近いこどもをもつ母親が集まり、助産師等が不安や悩みを傾聴し相談支援を行う。 ・地域の母親同志仲間作りを促し、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし育児に望めるようにサポートする。		こども家庭センター	
7	産後ケア事業	・助産師等の専門職が中心となり、産後1年未満の母親に対して母乳相談や育児相談、沐浴指導等を行うほか、母親が身体を休めるように支援する。 ○まんまるぎゅっと(月2回)サロン形式だが個別相談も対応する。 ○県立釜石病院産後ケア(月・火・木)1日1組限定で個別に対応する。6月より月1回(第3木)宿泊型産後ケアを実施する。		こども家庭センター	

《釜石市男女共同参画推進事業》 令和8年度事業計画

基 本 目 標	Ⅲ. 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備
施 策 の 方 向	(3) 生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らせる社会の構築

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
1	ひとり親家庭等医療費の助成	医療機関等で支払った一部負担金額から自己負担額を控除した額を給付する。(子どもの年齢帯の対象者は、自己負担額なし)		健康保険課	令和8年度は対象者拡大等の新規の展開は無し
2	障がい者に対する医療費の助成	医療機関等で支払った一部負担金額から自己負担額を控除した額を給付する。(子どもの年齢帯の対象者は、自己負担額なし)		健康保険課	令和8年度は対象者拡大等の新規の展開は無し
3	法律・消費生活相談の充実	消費者信用生活協同組合、岩手弁護士会共催無料法律相談のほか、岩手県が行っている多重債務者弁護士無料法律相談等について、広報等による周知を図る。		生活環境課	
4	障がい者週間の実施	障がいへの理解を広めるため、釜石市ふれあい福祉まつりや圏域の障がい事業所の合同販売会等を開催する。		総合福祉課	
5	障がい者への理解の促進	広報かまいしへの「ふくしトピック」に定期的に記事を掲載し、障がい者への理解促進を図るとともに、手話施策推進法、釜石市手話言語条例に基づき、手話言語の理解促進と手話による意思疎通支援を図る。		総合福祉課	
6	障がい者の自立を支援する組織体制の充実	障がい者自立支援協議会の各部会、事務局会議を定期的に開催し、諸課題解決に向けた協議、取り組みを実施する。		総合福祉課	
7	障がい者就業・生活支援センターによる障がい者就業の支援	相談支援専門員や事業所、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労を希望する障がい者がスムーズに就労移行できるよう支援する。		総合福祉課	

No.	主 な 事 業	令 和 8 年 度		担 当 課	備 考
		事業計画及び取組方法	新 規 事 業		
8	重層的支援体制整備事業 ※支援制度の縦割りを解消した包括的な相談・支援体制の構築	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。 ①相談支援 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援 ・多機関協働による支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援		地域包括ケア推進課	
9	介護予防事業の実施	一般高齢者を対象とした介護予防事業を実施する。他の事業とタイアップしながら事業内容を継続支援の位置づけとして事業展開する。 ①100歳体操普及に向けた取り組み(動機付け支援、導入支援、継続支援(歯つらつ健口教室(口腔機能向上事業)・認知症予防教室) ②介護予防・介護保険説明会		総合福祉課	
10	高齢者に対する在宅福祉サービスの実施	高齢者や高齢者を抱える家族等に対し、健康的で安全な在宅生活の継続を図ることを目標に、次の事業を実施する。 ①緊急通報体制等整備事業 ②高齢者等配食サービス		総合福祉課	
11	家庭生活支援員の派遣手続きの支援	母子家庭、寡婦及び父子家庭等が一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障を生じている場合に家庭生活支援員を派遣する。		こども家庭センター	
12	児童扶養手当の支給	父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない児童がいる家庭(ひとり親家庭)に対し、生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支給を行う。		こども家庭センター	
13	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付手続きの支援	母子・父子・寡婦家庭の生活の安定、経済的自立を図るため、無利子または低利の貸付制度の相談、申請受付を行う。		こども家庭センター	
14	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給	母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、就職に活かせる資格取得のための講座受講や修学中の生活費の軽減負担を図るため給付金を支給し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援をすることにより、経済的自立を促進する。		こども家庭センター	
15	母子・父子世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の市営住宅入居選考ポイントの加算	抽選時にあらかじめ3点加点して優遇。	-	都市計画課	
16	児童・生徒就労援助	経済的に就学が困難と認められる児童生徒及び就学予定者の保護者に対して必要経費の援助を行う。		学校教育課	
17	生理の貧困解消に向けた生理用品の配布	市内小中学校の各女子トイレ及び保健室に、袋やケースに入れた生理用品を、貼紙等とともに設置するもの。		学校教育課	